

鹿児島県伊佐市「地域おこし協力隊」募集要項

伊佐市は、鹿児島県北部の熊本、宮崎との三県境に位置し、古くから薩摩の要衝とされてきました。なだらかな盆地の八方から流れ込む良質な水が、伊佐の冠をもつ米や焼酎を育み、各集落には「稲作文化」と「焼酎文化」が色濃く残り、豊かな里山の原風景を感じることができます。

また、日本最古の「焼酎」の文字が現存しており、鹿児島の中でも焼酎に対する愛着はより深く、市のキャッチフレーズにも組み込まれています。

そのほか、日本一の金山（操業中）や桜の名所百選、滝幅日本一（210m）、日本一の江戸彼岸桜、美しい星空など誇れる地域資源も多くあります。

しかし、過疎・高齢化が進むなかで、地域活性化や集落の機能維持などにおいても人材不足は否めず、また豊かな地域資源もフルに有効活用されていないのが実情です。

そのため伊佐市では、「低密度での魅力的な居住空間づくり」のために、多様な人材を受け入れ、「起業・多業」や「人材誘致」をキーワードに、新たな地域のシステムの創造を目指すこととしており、7名の地域おこし協力隊とともに、一歩ずつ、少しずつ、前進するための取り組みを続けております。

四季を味わえる平穏な環境のもと、豊かな地域資源を活かし、伊佐の普遍的な価値を磨き・高める地域活性化のために、先輩協力隊を含む伊佐市民と協働しながら、積極的に地域づくりに取り組んでいただける方を募集します。

1 募集する隊員の業種

(1) 主たる業務

① 工芸ものづくりの活動業務 【若干名】

▶現在活動中の協力隊2名

<ミッション>

日本一の星空や里山の原風景の残るまち。文豪や画家、漫画家、俳優、落語家、デザイナーなどを輩出し、また工芸作家や芸術家が自ら移住されていることから、ものづくりに適した“何か”がこの土地には宿っているはず。

「用の美」としての工芸ものづくりにより、地域における文化力の向上と手仕事の価値の発信のために、伊佐市では工芸ものづくりの若手作家を積極的に誘致し、現在2名の協力隊（20代男性）が活動中です。

廃校舎や空き家などをアトリエとして活用し、ご自身の作品づくりを進めていく中で、ものづくりワークショップや特産品開発などを通じて地域に貢献して下さる人をお待ちしております。

（一定の休業期間を終えた民衆的工芸作家（陶磁器、木工、染織物、竹・蔦等の編組品、郷土玩具、絵画など））

② 移住・定住支援に関する業務 【若干名】

▶現在活動中の協力隊1名（R3年7月卒隊予定）

<課題>

都市に隣接しておらず、また就業先の確保が難しいこともあり、特に働く世代の移住・定住がなかなか進まない状況にあります。都市と異なる「伊佐の時間」を有意義に感じ、起業・継業などをお考えの方などが移住・定住の魅力を感じていただけるようなPRや受入体制づくり、支援のあり方などを、移住者の目線でお手伝いいただければと考えています。

また、伊佐での魅力的な暮らし方として、「衣・食・住」を通じた伊佐流のライフスタイルなどを新たな視点でご提案いただき、魅力発信を行っていただきます。

(ア) 移住・定住促進のサポート（相談窓口、空き家バンクの運営、就業・創業支援など）

(イ) コミュニティ活性化のための支援（人材・魅力・課題の整理、空き家の利活用など）

③ 観光振興と伊佐の魅力向上に関する業務 【若干名】

▶現在活動中の協力隊2名（うち1人はR3年7月卒隊予定）

<課題>

年間を通しては、滝幅日本一(210m)の曾木の滝公園がメインの観光スポットであり、季節の地域イベント（桜、紅葉、氷の彫刻等）において集客があるものの、いわゆる通過型の観光となっています。これからは焼酎文化や稲作文化、集落の風習や郷土芸能、食材の採取と食の提供、溪谷やキャンプ場などの魅力化、川内川やダム湖などを活用したアウトドア体験など、地域特性を活かしたアクティビティを掘り起こし、伊佐独自のツーリズムにより普遍的な地域の価値を発信しながら、伊佐のファンを増やし地域に関わる来訪者を増やしていくことが目標となります。特に、昨今のコロナ事情による生活スタイルの見直しに伴い、余暇の過ごし方としてアウトドアへの関心が高まっている中で、サウナ、SUP、焚火などをツールとした伊佐の資源の魅力化、体験メニュー化を図り、多様な客層にとって手取りやすくなることが大切であると考えております。そのために、外からの目線での価値の再発見やアクティビティのブラッシュアップなど、現在活動中の隊員をはじめとする地域人材と連携し、地域の再興にお手伝いいただきたいと考えています。

また、PRにおいて重要な要素となる写真や動画など、印象的なコンテンツが不足している状況です。そのため、これらコンテンツの収集・記録、ライブラリとしてのストックをしながら、更なる魅力の掘り起こしを行い、効果的に情報を発信していくことにご自身のスキルをお役立てくださる方も募集します。

(ア) アクティビティの開発・振興（メニューの掘り起こし、受入の仕組みづくり、情報発信）

(イ) 伊佐の魅力掘り起こし調査（写真や動画の収集・記録、デジタルライブラリの作成）

④ 文化芸術による情操教育・地域づくりに関する業務 【若干名】

<課題>

伊佐市は、歴史小説家の海音寺潮五郎先生や漫画家の井上雄彦先生、俳優の榎木孝明さんなどの多くの文化人を輩出していることでも知られており、市民活動としては、有志による劇団や団体など、多方面に渡って文化芸術に関する取組がなされているところであり、今後も多くの市民が文化芸術に触れる機会を創出していくことが大切であると考えております。

都会には無い「豊かさ溢れる自然」を活かした伊佐ならではの体験を、見て・楽しむ「鑑賞」に留まらず、触れて・感じる「体感」を意識した特色ある機会として創出することで、そこに関わる子どもや親、地域の方々の感性を豊かにするだけでなく、多様な方々との交流を通して地域の活力に繋げていく取組に興味のある方をお待ちしております。

(ア) 豊かな自然環境を活かした文化芸術活動（演劇等のワークショップの検討など）

(イ) 地域体験等の掘り起こし（自身のスキルや地域人材を活かした体験活動など）

(2) 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等との協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

また、任期終了後に市内での起業を目指す場合は、その準備作業も対象とします。

<例えば…>

- 集落に伝わる郷土芸能の盛上げに協力したい
- 地域イベントの盛上げに協力したい
- 集落のよろずやの仕組みづくりを一役買いたい
- 地域におけるデザイン力の底上げをしたい

など、自由に興味を持ったことを企画してください。

2 募集人数

募集する人数は、「1 募集する隊員の業種」に記載する人数を目安とします。

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢：20歳以上概ね50歳未満（令和3年4月1日現在）
- (2) 3大都市圏（※1）及び3大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方
- (3) 伊佐市に1年以上居住が可能な方
- (4) 心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）
- (6) パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel、PowerPoint等の操作やSNS活用等）
- (7) 活動終了後、起業・就業し、定住する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

（※2）都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。

（※3）「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所 鹿児島県 伊佐市内

5 活動時間

- (1) 1か月の勤務を要する日は、原則として17日とします。（13ヵ月目以降は15日）

- (2) 活動時間は、原則として8時30分から17時までとします。なお、12時から13時までの1時間の休憩時間を含みます。

6 活動形態・期間

- (1) 伊佐市の会計年度任用職員として伊佐市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は、着任日から令和4年3月31日までとします。再度の任用については、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断することとし、活動期間は最長で3年間（36ヶ月）となります。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 待遇・福利厚生

- (1) 月額177,800円を支給します。（社会保険料等自己負担分を含む、賞与あり）
- (2) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (3) 公務災害補償の適用を受けます。
- (4) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。（生活必需品や光熱水費等は自己負担）
※ ただし、家賃月額が5万円を超える場合の超過分は自己負担となります。
- (5) パソコン等は伊佐市が用意します。（私生活では使用できません）
- (6) 引越しにかかる費用は自己負担とします。

8 応募手続き

- (1) 応募期間 令和2年12月22日（火）から令和3年3月31日（木）まで（必着）
※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。
※ 応募用紙等はお返しいたしません。

9 選考方法

- (1) 第1次選考（書類審査）
書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。
注） 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。
- (2) 第2次選考（面接）
 - ① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。
◇ 面接は伊佐市での開催を予定しています。
※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。

② 選考結果（最終）は、第2次選考受験者全員に文書で通知いたします。

※ 選考結果通知書（採用内定通知書）は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

10 応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

担当：吉加江 光洋 / 小倉 史郎 / 河野 英二

電話：0995-23-1311 FAX：0995-22-5344

E-mail：seisaku@city.isa.lg.jp